

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
静岡県（政令市を含む）の公立小・中学校の実態

（義務教育課）

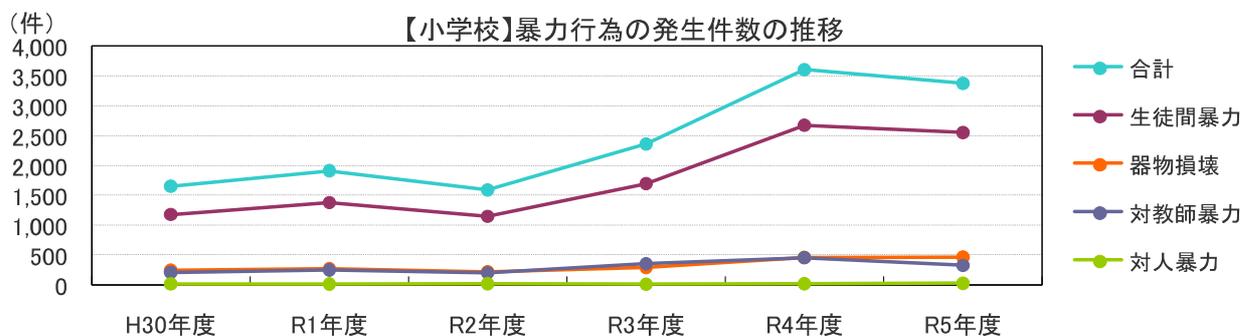
県内の公立学校数及び児童生徒数（政令市を含む）

校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	487校	173,028人
中学校	260校	89,636人

1 暴力行為の状況

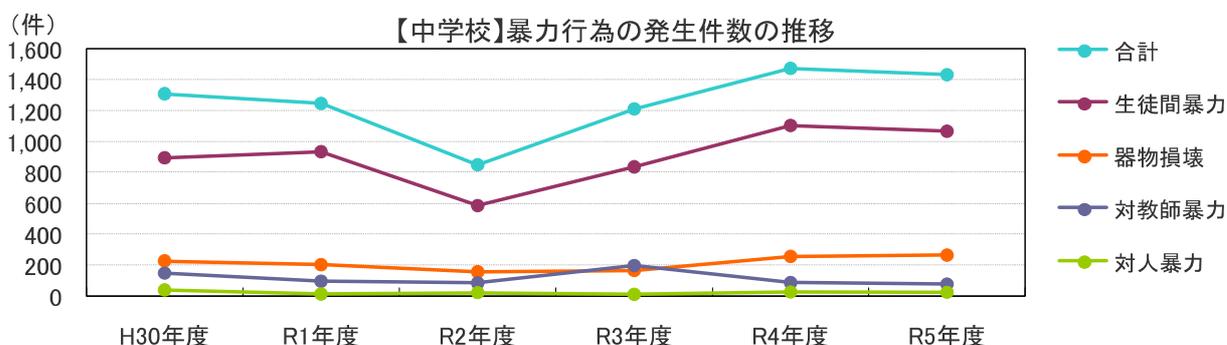
(1) 小学校、発生件数の推移

形態	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件数	%										
対教師暴力	211	12.8	251	13.1	202	12.7	355	15.1	456	12.6	328	9.7
生徒間暴力	1,179	71.4	1,379	72.1	1,149	72.2	1,697	72.0	2,674	74.1	2,556	75.7
対人暴力	16	1.0	13	0.7	19	1.2	12	0.5	18	0.5	29	0.9
器物損壊	246	14.9	270	14.1	221	13.9	294	12.5	460	12.7	464	13.7
合計	1,652		1,913		1,591		2,358		3,608		3,377	



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	148	11.3	97	7.8	85	10.0	197	16.3	87	5.9	77	5.4
生徒間暴力	894	68.4	933	74.9	585	69.0	835	69.1	1,103	74.9	1,066	74.5
対人暴力	38	2.9	13	1.0	22	2.6	12	1.0	26	1.8	24	1.7
器物損壊	227	17.4	203	16.3	156	18.4	165	13.6	256	17.4	264	18.4
合計	1,307		1,246		848		1,209		1,472		1,431	



## 2 いじめの状況

### (1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

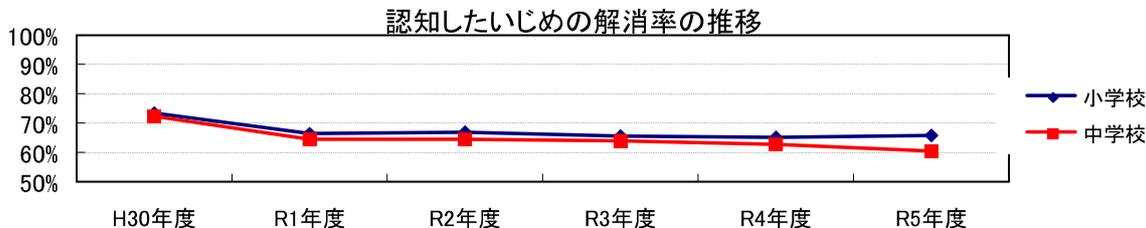
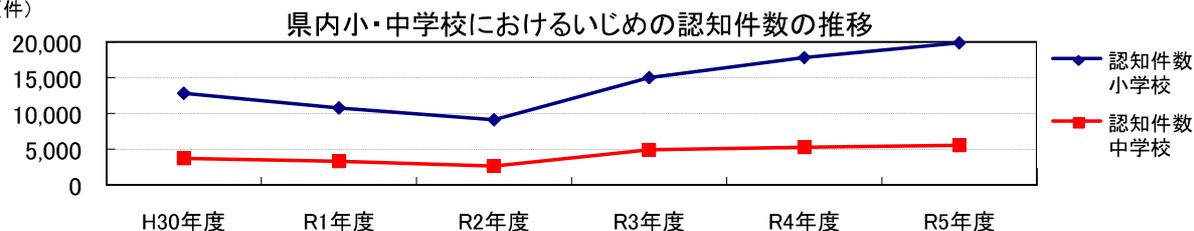
※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知件数	小学校	12,835	10,766	9,092	15,018	17,816	19,892
	中学校	3,722	3,295	2,617	4,899	5,263	5,507
	計	16,557	14,061	11,709	19,917	23,079	25,399
解消率	小学校	73.3%	66.3%	66.9%	65.5%	65.1%	65.7%
	中学校	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%	62.7%	60.4%

(件)



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (2) 指導後のいじめの状況

(件)

	小学校				中学校			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解消している	6,080	9,842	11,607	13,072	1,687	3,128	3,301	3,326
解消に向けて取組中	3,008	5,158	6,080	6,780	918	1,767	1,941	2,166
その他	4	18	129	40	12	4	21	15

### (3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R4年度	3,046	3,334	3,334	3,293	2,767	2,042	2,676	1,717	870
R5年度	3,202	4,029	3,631	3,558	3,035	2,437	2,660	1,832	1,015

(件)



## (4) いじめ発見のきっかけ

(件)

区 分	小学校		中学校	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
学級担任が発見	1,537	1,653	518	565
学級担任以外の教職員が発見	456	445	485	484
養護教諭が発見	30	35	38	47
スクールカウンセラー等の相談員が発見	13	10	20	16
アンケート調査など学校の取組により発見	8,644	10,356	1,463	1,330
本人からの訴え	3,094	3,169	1,505	1,731
本人の保護者からの訴え	2,692	2,779	777	824
他の児童生徒からの情報	897	897	331	342
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	394	467	99	136
地域の住民からの情報	17	35	8	9
学校以外の関係機関からの情報	17	34	12	17
その他	25	12	7	6
計	17,816	19,892	5,263	5,507

## (5) いじめの態様 (複数回答可)

(件)

区 分	小学校		中学校	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	8,714	10,847	3,106	3,494
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,601	2,081	411	475
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	5,225	5,912	700	935
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	1,633	1,788	457	404
金品をたかられる	127	206	36	39
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	944	1,013	273	266
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1,273	1,686	343	338
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	216	319	516	459
その他	1,251	1,710	284	403
計	20,984	25,562	6,126	6,813

## (6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	485	98.6%	480	99.2%	254	98.4%	257	98.8%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	371	75.4%	398	82.2%	181	70.2%	197	75.8%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	468	95.1%	458	94.6%	245	95.0%	247	95.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	230	46.7%	263	54.3%	146	56.6%	164	63.1%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	436	88.6%	432	89.3%	241	93.4%	244	93.8%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	357	72.6%	372	76.9%	214	82.9%	217	83.5%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員を指定した。			190	39.3%			119	45.8%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	448	91.1%	457	94.4%	242	93.8%	243	93.5%
P.T.Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	85	17.3%	122	25.2%	44	17.1%	60	23.1%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	127	25.8%	158	32.6%	85	32.9%	93	35.8%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	308	62.6%	331	68.4%	210	81.4%	203	78.1%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	465	94.5%	463	95.7%	237	91.9%	237	91.2%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	492	100.0%	484	100.0%	258	100.0%	260	100.0%

## (7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率
アンケート調査の実施	492	100.0%	483	99.8%	257	99.6%	259	99.6%
個別面談の実施	382	77.6%	392	81.0%	232	89.9%	239	91.9%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	204	41.5%	178	36.8%	236	91.5%	232	89.2%
家庭訪問	131	26.6%	116	24.0%	121	46.9%	117	45.0%
その他	19	3.9%	26	5.4%	12	4.7%	13	5.0%

### 3 長期欠席（不登校等）の状況

#### (1) 令和5年度 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数							合計	
		病気	経済的理由	不登校			新型コロナウイルスの感染回避	その他		
				うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者				
小学校	173,028	916	3	4,679	1,720	314	103		438	6,036
中学校	89,636	765	3	6,845	4,203	939	228		151	7,764
計	262,664	1,681	6	11,524	5,923	1,253	331	0	589	13,800

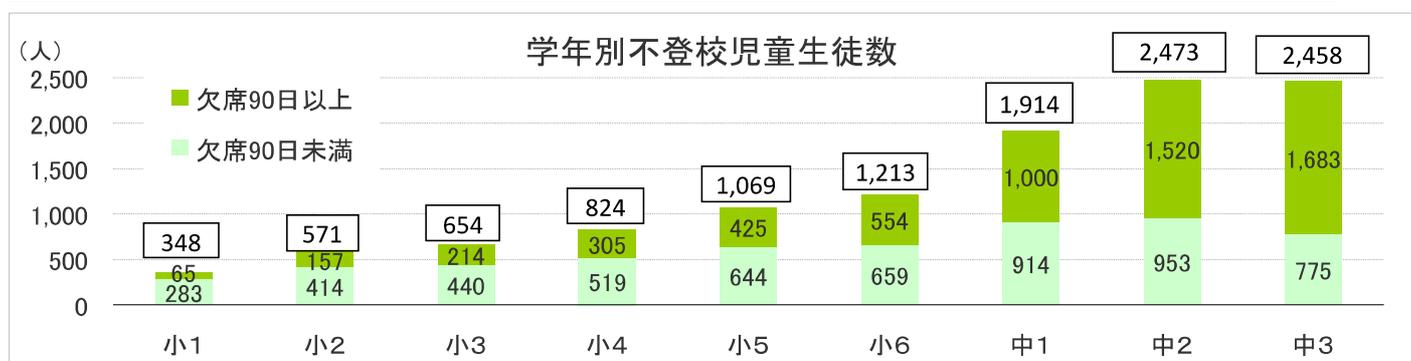
#### (2) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	※不登校に関する留意点
小学校	1,706	1,981	2,056	2,642	3,321	4,679	・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。 ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。 （「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）
県割合	0.90%	1.05%	1.11%	1.46%	1.84%	2.70%	
国割合	0.70%	0.83%	1.00%	1.30%	1.70%	2.10%	
中学校	3,984	4,300	4,321	5,388	6,126	6,845	
県割合	4.28%	4.68%	4.70%	5.86%	6.30%	7.64%	
国割合	3.65%	3.94%	4.09%	5.00%	5.98%	6.70%	
計	5,690	6,281	6,377	8,030	9,447	11,524	

#### (3) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R4年度	188	300(196)	426(263)	597(331)	774(406)	1,036(462)	1,735(1,226)	2,198(855)	2,193(618)
R5年度	348	571(415)	654(410)	824(466)	1,069(587)	1,213(559)	1,914(1,261)	2,473(953)	2,458(653)



#### (4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R4年度		R5年度		R4年度		R5年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する(できる)ようになった児童生徒	677	20.4%	941	20.1%	1,342	21.9%	1,374	20.1%
指導中の児童生徒	2,644	79.6%	3,738	79.9%	4,784	78.1%	5,471	79.9%
計	3,321		4,679		6,126		6,845	

(5) 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	合計
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係を巡る問題の情報や相談があった。	教職員との関係を巡る問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校の決まり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつ等の相談があった。	障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（⑬以外）についての求めや相談があった。	
小学校	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	127	629	199	916	128	213	475	1,055	820	364	1,410	1,032	422	425	8,215
	割合（％）	1.5%	7.7%	2.4%	11.2%	1.6%	2.6%	5.8%	12.8%	10.0%	4.4%	17.2%	12.6%	5.1%	5.2%	
中学校	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	109	1,318	155	1,358	97	424	752	1,025	848	541	2,013	1,471	408	462	10,981
	割合（％）	1.0%	12.0%	1.4%	12.4%	0.9%	3.9%	6.8%	9.3%	7.7%	4.9%	18.3%	13.4%	3.7%	4.2%	